

岬町告示第 7 0 号

介護保険法第 7 8 条の 1 1 第 4 号の規定による告示

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 1 1 第 4 号の規定により、指定
地域密着型サービス事業所の指定を取り消したことを公示する。

令和 7 年 1 0 月 8 日

岬町長 田代 堯

記

1	事業者の名称	株式会社フラットワン
2	指定に係る事業所の名称	看護小規模多機能型ホームひらり
3	指定に係る事業所の所在地	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川 1 8 4 7 番地の 4 0
4	サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護
5	取消年月日	令和 7 年 1 1 月 3 0 日